

## 建設工事競争入札参加者の選定要領

昭和 53 年 5 月 12 日  
市長決裁

改正

昭和 54 年 6 月 16 日決裁

昭和 58 年 2 月 17 日決裁

昭和 60 年 6 月 4 日決裁

昭和 61 年 6 月 16 日決裁

平成 4 年 7 月 3 日決裁

平成 7 年 3 月 31 日決裁

平成 16 年 3 月 30 日決裁

平成 17 年 3 月 31 日決裁

(趣旨)

- 1 この要領は、建設工事の競争入札に参加させようとする者の選定について他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の選定)

- 2 入札参加者の選定については、沼津市が発注する建設工事の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(平成 16 年 3 月 30 日沼津市告示第 24 号。以下「告示」という。)第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者のうちから行うものとする。

(指名しない場合)

- 3 次に掲げる期間内にある場合は、指名しない。

(1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく営業停止の期間

(2) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成 4 年 6 月 30 日市長決裁)に基づく指名停止の期間

- 4 次のいずれかに該当する場合は、その状況が改善されたと市長が認めるまでの間、指名しない。

(1) 市工事に係る請負契約の履行に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状況が継続しており、市工事の請負人として不適当であると認められる場合

ア 工事関係者に関する措置要求に請負人が従わないとき、その他請負契約の履行が不誠実であるとき。

イ 下請負代金の支払遅延、使用資材の購入強制等下請負人関係が不適切であるとき。

ウ 安全管理に関して、関係機関から改善の指導を受けているとき。

(2) 労働者に対する賃金の不払いの事実があり、かつ、その状況が継続しており、市工事の請負人として不適当であると認められる場合

(3) 会社更生、民事再生、破産等の手続きの申請、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、税の滞納等の事実があり、経営状況が不健全であると認められる場合

(指名に関する勘案事項)

- 5 入札参加者の選定については、次に掲げる事項を勘案し、又は尊重するものとする。

(1) 地理的条件

- (2) 工事経歴
- (3) 工事手持量
- (4) 工事成績
- (5) 技術者
- (6) 指名回数
- (7) 経営内容
- (8) 安全管理の状況
- (9) 労働福祉の状況

(入札参加者の指名定数)

- 6 指名競争入札における入札参加者の指名定数については、おおむね次の表に掲げるところによるものとする。ただし、その性質又は目的により、競争に加わるべき者の数が指名定数に満たないと判断される場合はこの限りでない。

発注工事金額	指名定数
500万円未満	4者以上
500万円以上2000万円未満	5者以上
2000万円以上4000万円未満	12者以上
4000万円以上	16者以上

(指名参考意見表)

- 7 工事執行担当課の長は、工事施工上特に必要があると認められるときは、指名参考意見表(別記様式)を指名委員会に提出し、入札参加者の選定に資することができる。

(対応外等級に格付された者を指名する場合の基準)

- 8 告示第1項第2号のただし書の適用については、次の基準による。

(1) ただし書中「入札に付そうとする工事の施工箇所の近傍」とは、施工箇所の所在する町又は字及びその周辺の町又は字とし、特に必要があると認める場合は、施工箇所の所在する中学校区若しくは市内に設置される各地区の自治組織の連合会の区域内とする。

(2) ただし書中「工事成績が著しく優秀な者」とは、沼津市が発注した工事で直前2年度施工の工事検査成績の評点が841点以上の者とする。

(ランク適用除外工事の範囲)

- 9 告示第1項第8号中「市長が特に必要があると認める工事」とは、次に掲げる工事をいう。

(1) 特別な理由により急施を要する工事

(2) 告示第1項第2号の規定により入札参加資格を有しない者につき、当該入札参加資格を有しない者の営業所の所在地の極めて近接した地点において施工する工事

(3) 施工等に特殊性があると認められる工事

付 則

この要領は、昭和53年6月10日から施行する。

付 則(昭和54年6月16日)

この要領は、昭和54年6月16日から施行する。

付 則(昭和58年2月17日)

この要領は、昭和58年2月18日から施行する。

付 則（昭和 60 年 6 月 4 日）

この要領は、昭和 60 年 6 月 4 日から施行する。

付 則（昭和 61 年 6 月 16 日）

この要領は、昭和 61 年 6 月 16 日から施行する。

付 則（平成 4 年 7 月 3 日）

この要領は、平成 4 年 7 月 3 日から施行する。

付 則（平成 7 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 30 日）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

